

第37問【解答例】

第1欄

【登記の事由】

公告をする方法の変更

募集株式の発行

取締役、代表取締役、監査役及び会計参与の変更

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

監査役設置会社の定め廃止

会計参与設置会社の定め設定

【登記すべき事項】

令和6年3月25日変更

公告をする方法

電子公告の方法により行う。

<https://www.sakura.abc.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合には、官報に掲載してする。

令和6年3月30日代表取締役B退任

令和6年4月1日次のおり変更

発行済株式の総数 1万4500株

資本金の額 金1億6250万円

令和6年3月25日次の者退任

取締役D

取締役E

監査役F

同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

同日次の者就任

会計参与 税理士法人ハマナス

(書類等備置場所) 東京都渋谷区ハマナス3番地

同日設定

会計参与設置会社

同日監査役設置会社の定め廃止

【登録免許税額】

金 14 万 7 5 0 0 円

【添付書面の名称及び通数】

定款	1 通
株主総会議事録	1 通
株主リスト	1 通
取締役会議事録	1 通
募集株式の引受けの申込を証する書面	3 通
払込みがあったことを証する書面	1 通
資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面	1 通
辞任届	1 通
就任承諾書	1 通
登記事項証明書	1 通
委任状	1 通

第 2 欄

【登記の事由】

取締役及び代表取締役の変更  
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定  
株式交付

【登記すべき事項】

令和 6 年 3 月 3 0 日取締役 B 辞任  
令和 6 年 6 月 2 7 日取締役 G 就任  
令和 6 年 6 月 2 8 日取締役 H 就任  
令和 6 年 6 月 2 9 日就任  
東京都北区スイセン町 4 番地  
代表取締役 G

令和 6 年 6 月 2 5 日設定

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定

当社は、会社法第 4 2 7 条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び会計参与との間に、同法第 4 2 3 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令

が規定する額とする。

令和6年7月1日次のとおり変更  
発行済株式の総数 1万6900株

**【登録免許税額】**

金6万円

**【添付書面の名称及び通数】**

株主総会議事録	1通
株主リスト	1通
取締役会議事録	1通
辞任届	1通
就任承諾書	3通
印鑑証明書	4通
株式交付計画書	1通
総数譲渡契約書	1通
委任状	1通

**第3欄**

**【登記することができない事項】**

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定

**【理由】**

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定を設定するためには、監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である必要があるところ、株式会社サクラは令和6年3月25日付で監査役設置会社の定めを廃止しており、この要件を満たさないから。